

平成24年3月30日

日本語教育機関に変更が生じた際の取扱いについて

1. 法務省告示に掲げる日本語教育機関において、次の事項に変更が生じる又は生じた場合、その都度、その旨を下記3の申請の事前の行政相談として地方入国管理局に報告することとする。
 - (1) 名称の変更
 - (2) 位置の変更
 - (3) 設置者の変更
 - (4) 校地、校舎の用に供する土地建物に関する権利の処分又はこれらに関する重要な現状の変更
 - (5) 校長、主任教員又は生活指導担当者の変更
 - (6) 規則の変更
2. 法務省は上記1の報告を踏まえ、改善を要する場合は、日本語教育機関に対して、改善を指導する。
3. 日本語教育機関に入学を予定する者の在留資格認定証明書交付申請において、当該教育機関は次の要件を満たしていることを立証するものとする。
 - (1) 修業期間
 - (2) 授業時数
 - (3) 同時に授業を行う学生数
 - (4) 教員の配置
 - (5) 教育機関の位置及び環境
 - (6) 校地、校舎及び設備等
 - (7) 在籍管理(注) これら事項に何ら変更がない場合はその旨を陳述する文書の提出で足りるものとする。
4. 上記3の要件を満たしていない日本語教育機関に係る在留資格認定証明書交付申請は、不交付とされる。引き続き告示に定めておくことが適当でない場合は告示から削除する。

以上